

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

[illegible]

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額 -----				十億			百万			千	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----		人									

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額				備 考	
		十億	百万	千	円		
	(ア) 個人からの寄附						
	(うち特定寄附)						
	(イ) 法人その他の団体からの寄附						
	(ウ) 政治団体からの寄附						
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)							
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)							
イ 政党匿名寄附							
合 計 (ア + イ)							

全团提出

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表											
項 目			金 額							備 考	
1 経 常 経 費			十億	百万	千	円					
(1) 人 件 費											
(2) 光 熱 水 費											
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費											
(4) 事 務 所 費											
小 計									0		
2 政 治 活 動 費											
(1) 組 織 活 動 費											
(2) 選 挙 関 係 費											
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費										ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費											
イ 宣 伝 事 業 費											
ウ 政治資金パーティー開催事業費											
エ そ の 他 の 事 業 費											
(4) 調 査 研 究 費											
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				1	0	0	0	0	0	0	0
(6) そ の 他 の 経 費											
小 計				1	0	0	0	0	0	0	0
合 計				1	0	0	0	0	0	0	0

(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

↓ (1～9のいずれかに○をつけてください)

↓ (費目ごとに適宜小分類して記入)

項目別 区分	1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費 5. 政治資金パーティー 開催事業費					項目別区分小分類 ※記入必須	寄附金				
	6. その他の事業費 7. 調査研究費 ⑧. 寄附・交付金 9. その他の経費										
支出の目的	金 額						年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
寄 附			十億		百万	千	円	6 3 16	赤松恒雄 後援会	港区元麻布3-7-30-2F	
この頁の小計					1 0 0 0 0	0 0 0					
その他の支出											
合 計					1 0 0 0 0	0 0 0					

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分小分類の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4) 費目ごとに適宜、小分類し、それぞれ別葉としてください。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有に☒の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 5 月 20 日

政治団体の名称 
赤枝政策研究会

会計責任者の氏名
赤枝 順子 

↓（代表者については解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）
※解散の場合は、解散届も必要です。

（代表者の氏名 赤枝 恒雄  ）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出をすることにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

全団体提出

政治資金監査報告書

赤枝恒雄政策研究会

令和6年5月20日

代表 赤枝恒雄 殿

登録政治資金監査人

黒田 正幸

登録番号

第2407号

研修終了年月日

平成21年6月9日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、赤枝恒雄政策研究会の令和6年1月1日から令和6年3月31日までの法第17条第1項に規定する報告書並びに当該報告書にかかる会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、赤枝恒雄政策研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、支出を受けた者の住所の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項については、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

赤枝恒雄政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、赤枝恒雄政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上